第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1)総会に付議するべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は同等のものを もって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第34条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。